（案）

琴平町中小企業振興基本条例

琴平町は、金刀比羅宮の門前町として発展し、観光業、宿泊業、飲食業、小売業、製造業、工業、農業、伝統工芸、その他の中小企業が地域経済及び地域社会を支えてきた。一方で、人口減少、少子高齢化、人手不足、後継者不足、物価高騰等により中小企業を取り巻く環境は大きく変化している。中小企業の持続的な発展は町の活力維持に不可欠であることから、町、中小企業者、商工会、金融機関、町民その他関係者が連携して中小企業の振興を推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、中小企業の振興について基本理念を定め、町、中小企業者、中小企業団体、大企業者及び町民の役割を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ継続的に推進し、企業の成長発展のみならず、事業の持続的発展を図り、地域経済の活性化と活力にあふれるまちづくりの実現を目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）中小企業者　中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号。以下「法」という。)第２条第１項各号に掲げる者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

（２）中小企業団体　琴平町商工会、一般社団法人こんぴら観光まちづくり協会、その他中小企業の支援を行う団体をいう。

（３）大企業者　中小企業者以外の事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

（基本理念）

第３条　中小企業の振興は、中小企業者の経営の向上及び改善に対する主体的な努力を促進するものとする。

（基本方針）

第４条　中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

（１） 中小企業者の経営の革新を促進すること。
（２） 中小企業の創業及び新たな事業の創出を促進すること。
（３） 中小企業に対する資金の供給の円滑化を図ること。
（４） 中小企業の人材の確保及び育成を図ること。
（５） 中小企業の販路の開拓を促進すること。
（６） 中小企業の知的財産の創造、保護及び活用を促進すること。

(町の役割)

第５条　町は、第３条の規定に基づき、中小企業等の振興に関する施策の実施に努めなければならない。
２　町は、前項の施策を実施するために必要な財政上の措置を講じ、中小企業等に対する支援を行うよう努めるものとする。
３　町は、工事の発注、物品および役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の促進に努めるものとする。
４　町は、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者に配慮をするものとする。
５　町は、中小企業の振興に対して、国、県、他市町、教育機関及び中小企業団体との連携及び協力に努めるものとする。

（中小企業者の役割）

第６条　中小企業者は、経済的社会的環境の変化に対応した事業の成長発展を図るため、経営の向上及び改善に努めるものとする。
２　中小企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用の維持及び創出並びに人材の育成等、雇用環境の整備に努めるものとする。
３　中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、より住みやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるとともに、自然環境との調和に十分配慮するものとする。
４　中小企業者は、町内における関係団体との連携及び協力に努めるものとする。
５　中小企業者は、町が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

（中小企業団体の役割）

第７条　中小企業団体は、第３条に規定にする基本理念に基づき、中小企業者の経営の向上及び改善に資するため、積極的な支援に努めるものとする。

２　中小企業団体は、町が行う中小企業の振興に関する施策の実施に協力するよう努めるものとする。

（大企業者の役割）

第８条　大企業者は、第３条に規定する基本理念にのっとり、中小企業者の育成及び振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、町が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

２　大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、中小企業者との連携及び協力に努めるものとする。

（町民の理解及び協力）

第９条　町民は、第３条に規定する基本理念にのっとり、中小企業者が地域経済の発展及び町民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業者の育成及び発展に協力するよう努めるものとする。

（中小企業振興会議）

第 10 条　この条例の目的を達成するため、併せて中小企業振興施策に広く意見を反映させるため、琴平町中小企業振興会議（以下「中小企業振興会議」という。）を設置する。

２　中小企業振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（委任）

第11条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。